

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

（注）旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

(3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P209資料3-1参照）。

（注1）試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。

（注2）短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

① 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

- 合格基準
総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

平成20年	平成21年	平成22年 (第I回・第II回)	平成23年 (第I回・第II回)	平成24年		平成25年 (第I回)
				(第I回)	(第II回)	
65%	70%	71%	73%	70%	67%	67%

(注) 各年とも1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

- 試験科目の全部又は一部免除
短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。
また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成18年以降の免除件数(延べ件数)》 (平成25年3月31日現在)

全部免除	司法試験合格者	449件
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	120件
一部科目 免除	税理士資格取得者等	1,739件
	会計専門職大学院修了者	2,644件
	会計又は監査に関する実務経験者	82件

② 論文式試験

- 試験科目
必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法
選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目
- 合格基準
52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。
なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整

している。

《過去の合格点》

平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
51.0%	52.0%	52.0%	52.5%	52.0%

(注) 各年とも 1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

▪ 試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は(注)、免除資格取得後 2 年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成 18 年以降の免除件数 (延べ件数) 》 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

税理士資格取得者	603 件
司法試験合格者	449 件
不動産鑑定士試験合格者	146 件
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	130 件

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 24 年公認会計士試験

平成 24 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 24 年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	22 年 12 月 8 日	23 年 9 月 2 日	23 年 9 月 16 日	23 年 12 月 11 日	24 年 1 月 16 日
第 II 回 短 答 式		24 年 2 月 10 日	24 年 2 月 24 日	24 年 5 月 27 日	24 年 6 月 22 日
論 文 式	23 年 12 月 7 日	—		24 年 8 月 17 日 ～19 日	24 年 11 月 12 日

《平成 24 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 24 年 試験	短 答 式 試 験 の 受 験 者 等 (免除者を含む)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次 試験合格者)	(参考) 平成 23 年 試験	短 答 式 試 験 の 受 験 者 等 (免除者を含む。)	短 答 式 試 験 み な し 合 格 者 (旧第 2 次 試験合格者)
願書提出者数 (a)	17,894 人	17,609 人	285 人	23,151 人	22,773 人	378 人
短答式試験 受験者数	15,653 人	15,653 人	—	20,790 人	20,790 人	—
短答式試験 合格者数	1,274 人	1,274 人	—	2,231 人	2,231 人	—
論文式試験 受験者数	3,542 人	3,257 人	285 人	4,632 人	4,254 人	378 人
最終合格者数 (b)	1,347 人	1,301 人	46 人	1,511 人	1,447 人	64 人
合格率 (b/a)	7.5%	7.4%	16.1%	6.5%	6.4%	16.9%

(注 1) 平成 24 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 13,573 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 12,991 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの（平成 23 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注2)「短答式試験の受験者等(免除者を含む。)」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む(平成23年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載)。

(注3)平成24年試験の「願書提出者数」及び「最終合格者数」の数値は、全科目免除者1人(平成24年試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者)を含んだもの。

① 願書提出者

平成24年公認会計士試験の受験願書提出者は、17,894人となっている。このうち、旧第2次試験合格者の短答式試験みなし合格者(285人)を除く受験願書提出者は17,609人であり、前年の22,773人に比べ5,164人(22.7%)減少した。

② 短答式試験

- 短答式試験受験者 15,653人
- 短答式試験合格者 1,274人

第I回短答式試験は、受験者13,573人、合格者820人となっており、第II回短答式試験は、受験者10,722人、合格者454人となった。第I回、第II回のいずれにも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は15,653人であり、合格者は1,274人となった。

(注)当該試験の合格者は、第I回短答式試験については総点数の70%以上、第II回短答式試験については総得点の67%以上を取得した者。ただし、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

③ 論文式試験

- 論文式試験受験者 3,542人
うち短答式試験受験者等(免除者を含む。)3,257人
- 最終合格者 1,347人(合格率7.5%(1,347人/17,894人))
うち短答式試験受験者等(免除者を含む。)1,301人(合格率7.4%(1,301人/17,609人))

論文式試験は、平成24年の短答式試験合格者(1,274人)に、平成22年又は平成23年の短答式試験合格者で平成24年の短答式試験が免除された者(1,852人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者(132人)及び旧第2次試験合格者の短答式試験みなし合格者(285人)を加え、全科目免除者1人(平成24年試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者)を除いた3,542人が受験し、全科目免除者1人を含む最終合格者は1,347人となった(論文式試験合格率38.0%)。

このうち旧第2次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は1,301人となった（P210資料3-2参照）。

（注1）当該試験の合格者は、52.0%以上の得点比率を取得した者。ただし、1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

（注2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は55.4%。

（注3）合格者の年齢別では、30歳未満が全体の77.6%を占め、平均年齢は26.6歳であった。なお、最高年齢は59歳、最低年齢は18歳であった。

（注4）合格者の職業別では、「会計士補」が39人（構成比2.9%）、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が981人（構成比72.8%）、「会社員」が52人（構成比3.9%）、「無職」が232人（構成比17.2%）となっている。なお、女性は249人（構成比18.5%）となっている。

（2）平成25年公認会計士試験

平成25年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成25年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	23年12月7日	24年8月31日	24年9月14日	24年12月9日	25年1月15日
第Ⅱ回 短答式		25年2月8日	25年2月22日	25年5月26日	25年6月21日
論文式	24年12月5日	—		25年8月23日 ～25日	25年11月15日

○ 第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要

- 願書提出者 9,984人
- 答案提出者 7,850人
- 短答式試験合格者 1,071人

平成25年第Ⅰ回短答式試験は平成24年12月9日に実施し、願書提出者（受験者）は9,984人であった。

この第Ⅰ回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第Ⅱ回に願書を提出することとしている。

(注1) 平成25年第I回短答式試験から、従来より公表している「願書提出者(受験者)」に加え、「答案提出者」等の数についても新たに公表した。

(注2) 当該試験の合格者は、総点数の67%以上を取得した者。ただし、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

3. 受験者等への情報発信

(1) 広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員が、公認会計士の使命や会計学等をテーマとした講演を行っており、平成24年度においては全国11大学で実施した(P216資料3-3参照)。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

(2) 試験結果等に係る開示項目の拡大

受験者に対する試験結果に係る情報の提供を一層拡充するとの観点から、平成25年第I回短答式試験結果の公表を機に、「試験問題」、「答案提出者数」、「欠席者数」、「総合平均得点比率・科目別平均得点比率」、「得点階層分布表(総合得点比率)」を新たに公表した(P217資料3-4参照)。

4. その他

(1) 公認会計士試験合格者等を巡る状況への対応

公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成21年4月より、審査会、金融庁、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、及び金融4団体(全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会)で意見交換会が開催され、同年7月、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、中間取りまとめ及び当面のアクションプランが策定された(アクションプランは平成22年及び23年に2度改訂され、それぞれ新たな施策が追加された)。

アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられるが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるための更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられる。

こうした考え方を背景として、平成24年11月に開催された意見交換

会において、関係者の取組状況や金融庁が実施したアンケートの結果等を踏まえた議論を行い、当面のアクションプランを改訂して新たな施策を追加し、従来の施策と併せて、各メンバーが積極的に取組みを進めることが合意された（P221 資料3-5 参照）。

審査会において、その取組みの一環として、平成 22 年試験から、すべての論文式試験受験者に対して論文式試験成績通知書を送付することとしたほか、大学等における講演を通じた啓蒙を行っている。

（2）公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成 21 年 7 月閣議決定）によって、市場化テストの対象とされた公認会計士試験業務の一部（関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等）については、平成 23 年 1 月、関東財務局において民間競争入札が実施され、民間事業者が決定した。

これにより、関東財務局における上記業務については、平成 23 年度（平成 24 年試験）から市場化テストが実施され、平成 23 年度における実施状況について平成 24 年 7 月 2 日付で審査会ウェブサイト公表した（P226 資料3-6 参照）。

（3）節電対策を踏まえた対応

平成 24 年 8 月実施の平成 24 年論文式試験において、電力事情の悪化により、節電対策が講じられた状況を踏まえ、飲料用のペットボトルの持ち込みに関し、同年 7 月 17 日付で審査会ウェブサイト公表（P230 資料3-7 参照）し、弾力的な対応を行ったほか、電力会社による計画停電の実施に係る公表を踏まえ、試験の実施に関する情報を同年 8 月 3 日、16 日及び 17 日付で審査会ウェブサイト公表し、受験者に注意喚起した（P231 資料3-8 参照）。

5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施すると共に、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が挑戦することを促していくことである。

① 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、引き続き、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要があると共に、特に、災害等発生時の運営に関しては、想定される

被害や影響の程度も踏まえつつ、適切に対応できるよう、所要の実施態勢を構築する必要がある。

また、平成26年度（平成27年試験）以降の公認会計士試験事業に係る市場化テストについては、「公共サービス改革基本方針」（平成25年7月閣議決定予定）を踏まえ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等の観点から引き続き適切な対応を行う必要がある。

② 受験者等への情報発信

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等について、全国の大学等において講演を行っていく。特に、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けたアクションプランに基づく取組みの一環として、これらの講演を通じた啓蒙を行っていく必要がある。

また、受験者に対する試験結果に係る情報の提供を一層拡充するとの観点から、短答式試験に係る開示項目の拡大に加え、論文式試験に係る情報提供の拡充について検討していく必要がある。